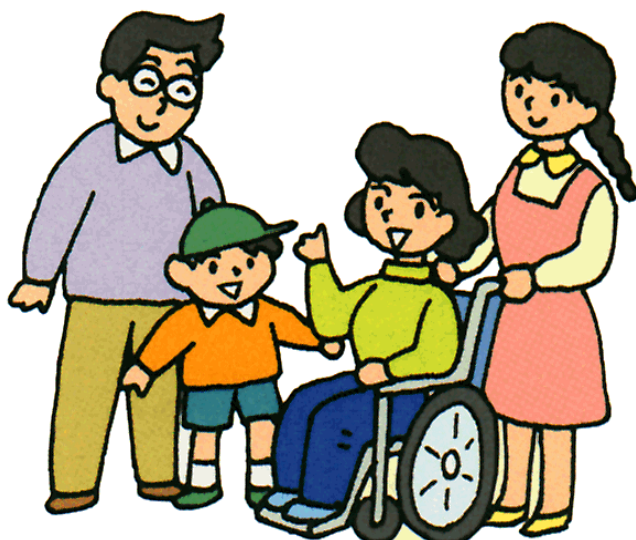




身体障がい者福祉の手引き



長井市 福祉あんしん課

目 次

◆ 身体障がい者相談機関	1
◆ 身体障害者手帳の交付	2
◆ 医 療 制 度	3
◆ 年 金 ・ 手 当	4
◆ 補装具・日常生活用具	6
◆ 障害者総合支援法による障害福祉サービス	7
◆ その他の在宅福祉	1 1
◆ 交 通 ・ 移 動	1 2
◆ 公共料金割引・税の減免	1 6
◆ 就 労	1 9
◆ 社会参加の促進	2 1
◆ 文化・スポーツ・レクリエーション	2 3
◆ その他の制度	2 4
◆ 身体障害者福祉協会	2 5
◆ 指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所サービス事業所（市内）	2 6

この手引きは身体障がい者福祉の制度や施策についての概要です。
記載内容は令和3年9月現在のものです。その後の制度の改正等により内容が変わる場合があります。また、市町村によっても各サービスの内容や手続きが異なる場合があります。詳しい内容や該当の可否につきましては、長井市福祉あんしん課及びその他の機関へ確認して下さるようお願いいたします。

1. 身体障がい者相談機関

<p>長井市福祉あんしん課 生活支援係 長井市栄町1番1号 ☎ 82-8011 Fax 87-3312</p>	<p>身体障がい者の方々からの医療や生活等の相談に応じ、身体障がい者の方々の自立更生に向け行政の立場から支援するところです。お気軽にご相談ください。担当は生活支援係（14番窓口）です。</p>
<p>山形県身体障がい者更生相談所 山形市十日町1丁目6-6 ☎ 023-627-1197</p>	<p>各種医学的判定、リハビリ、福祉機器、機能回復訓練指導等専門機関としての相談・援護を行います。</p>
<p>民生委員・児童委員</p>	<p>身近な所で相談に応じ、自立更生のための援助、指導を行います。民生委員・児童委員は地区により異なりますので生活支援係におたずねください。</p>
<p>身体障害者相談員</p>	<p>相談員自身が身体障がい者です。体験を通じた助言や指導が得られます。お名前等は生活支援係にお尋ねください。</p>
<p>長井公共職業安定所（ハローワーク長井） 長井市幸町15番5号 ☎ 84-8609</p>	<p>一般企業に就労が可能と判断された身体障がい者の方に、障がい者職業相談員が職業紹介及び就職後の定着指導等を行います。</p>
<p>置賜障害者就業・生活支援センター サポートセンターおきたま 長井市台町4番24号 ☎ 88-5357 Fax 88-5368</p>	<p>身体障がい者からの就業や在宅生活の悩みなどの相談に応じ、一連の支援を行います。</p>
<p>長井税務署 長井市四ツ谷一丁目7番15号 ☎ 84-1810</p>	<p>所得税、相続税の障害者控除の相談窓口です。（住民税に関しては長井市役所税務課が窓口です。）</p>
<p>置賜総合支庁置賜税務課西置賜税務室 （西置賜地域振興局：旧西庁舎） 長井市高野町二丁目3番1号 ☎ 88-8210</p>	<p>自動車税・自動車取得税の減免の相談窓口です。（軽自動車税に関しては長井市役所税務課が窓口です。）</p>

2. 身体障害者手帳の交付

身体障がい者とは、身体に永続的な障害があり、その障害の程度が身体障害者障害程度等級表に該当したことにより、身体障害者手帳の交付を受けた方をいいます。

身体障害者手帳には障害名、障害の程度（等級）等が記載されており、これによって身体障害者福祉法に基づき様々なサービスを受けることができます。身体障害者手帳は、障がい者の方々の権利を守るため、また各種サービスを受ける際に必要になるものです。

申請やご相談で福祉あんしん課にお越しの際や外出の際にはお持ちください。なお以下の手続きの窓口は長井市役所福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）です。

（1）身体障害者手帳の交付申請

障害の程度が身体障害者手帳の等級に該当するかについては、指定医師にご相談の上、申請してください。

必要なもの：写真（縦4cm、横3cm）、印鑑、指定医師の診断書

（2）程度の変更

障害の程度が重くなったり軽くなったりした場合は、程度の変更をするための申請ができます。指定医師に相談し、申請してください。

必要なもの：写真（縦4cm、横3cm）、印鑑、指定医師の診断書、身体障害者手帳

（3）居住地の変更

住所が変わった場合は住所の変更届けが必要です。尚、市外に住所を移した場合は、新住所地の福祉事務所（福祉課）で手続きを行ってください。

必要なもの：身体障害者手帳、印鑑

（4）手帳の紛失・破損

手帳をなくしたり、破損した場合は再交付申請ができます。

必要なもの：写真（縦4cm、横3cm）、印鑑

（5）手帳の返還

死亡や再交付などで、手帳を使用しなくなった場合は返還をお願いいたします。

必要なもの：身体障害者手帳、印鑑

（6）巡回相談

山形県身体障がい者更生相談所では、各地区に出向いて、身体障害者手帳や補装具（P6参照）のための診断を行う「身体障がい者巡回相談」を実施しています。無料で受けられますが、聴覚、平衡、音声及び肢体の障がいに関わる相談に限ります。置賜地区では米沢市で開催されますが、詳しくは「広報ながい」等でお知らせします。

3. 医療制度

(1) 自立支援医療（更生医療）の給付

- ◆内容 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。
- ◆対象となる障害 肢体不自由（下肢）…人工関節置換術など
内部障害（心臓）…ペースメーカー埋込み手術など
（腎臓）…人工透析療法など
上記以外にも該当する障害、治療があります。くわしくは医師または福祉あんしん課にご相談ください。
- ◆費用 世帯の課税状況や収入状況により費用の負担が異なります。
- ◆手続き ①指定医療機関から更生医療に関する意見書、医療費及び移送費概算額算出明細書の交付を受けてください。
②①の書類の他に、印鑑、身体障害者手帳、世帯全員の健康保険証をご持参ください。※世帯の単位は住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）
（注）申請日前に遡って適用することはできません。お早めの申請をお願いいたします。

(2) 自立支援医療（育成医療）の給付

- ◆利用できる方 18歳未満で、肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そしゃく機能に障害のある児童や、心臓等内臓疾患のために手術を必要とする児童。（身体障害者手帳の所持は必要ありません。）
- ◆内容 身体に障害のある児童が早い時期に治療を受けて、将来自立した生活をしていく能力を得るために、必要な医療を受けることができます。
- ◆費用 世帯の課税状況や収入状況により自己負担があります。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(3) 重度心身障がい（児）者医療制度（山形県独自の事業）

- ◆利用できる方 県内に住所を有し、医療保険に加入している者で、次のいずれかに該当する方。
① 1、2級の身体障害者手帳の交付を受けている方。
② 公的年金各法の障害者等級1級の障害年金を受給している方。
③ 身体障害者手帳3級（肢体不自由）と療育手帳Bを合わせ持つ方。
※世帯の課税状況により該当しない場合があります。
- ◆内容 医療保険で支払う自己負担金、後期高齢者医療制度による一部負担金が助成されます。課税状況により自己負担が異なります。
- ◆手続き 身体障害者手帳、健康保険証、印鑑をご持参ください。
- ◆窓口 市民課医療・年金係（6番窓口）

4. 年金・手当

(1) 障害基礎年金・障害厚生年金

- ◆請求できる方 次の要件をすべて満たしていることが必要です。
- ①国民年金又は厚生年金加入期間である間に、障害の原因となった傷病の初診日があること。(20歳前や年金加入者でなくなった後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含まれます)
 - ②障害認定日(初診日から1年6ヶ月を経過した日又は、1年6ヶ月以内に症状固定した日)において、国民年金・厚生年金の障害等級に該当していること。
 - ③保険料の納付要件を満たしていること。

- ◆窓口 国民年金については市民課医療・年金係(6番窓口)(☎82-8007)でご相談ください。
- 厚生年金については米沢年金事務所(米沢市金池5-4-8 ☎0238-22-4220)にご相談ください。
- 長井市では米沢年金事務所のご協力により、市内での年金相談を年4回行っております。詳しくは市民相談センター(☎82-8008)、または市民課医療・年金係(☎82-8007)にご相談ください。

(注) 初診日・・・障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日。

障害認定日・・・初診日から1年6ヶ月を経過した日、又は症状が固定した日

※障害者手帳の障害等級と国民年金・厚生年金障害等級では、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けられても障害年金の障害程度には該当しないこともあります。他の年金との調整等がある場合もありますので、詳しくは最寄りの年金事務所に相談してください。

(2) 特別障害者手当

- ◆利用できる方 著しく重度の障害があるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方で、次のいずれにも該当する方。
- ①病院・療養所に3ヶ月以上入院していないこと。
 - ②施設等に入所していないこと。
 - ③本人と扶養義務者の所得が一定の額を超えていないこと。
- ◆窓口 子育て推進課（15番窓口）

(3) 障害児福祉手当

- ◆利用できる方 在宅の重度の障がい児（20歳未満）で、日常生活において常時の介護を必要とし、次のいずれにも該当する方。
- ①施設（児童施設、知的障害者援護施設等）に入所していないこと。
 - ②本人と扶養義務者の所得が一定の額を超えていないこと。
 - ③障がいを支給事由とする公的年金給付を受給していないこと等。
- ◆窓口 子育て推進課（15番窓口）

(4) 特別児童扶養手当

- ◆利用できる方 20歳未満で別に定める障害があると認められた児童を監護している父または母、もしくは父母にかわって養育している方。ただし、次に該当する方は資格がなくなります。
- ①障がい児が児童福祉施設等に入所したり、里親に預けられたとき。
 - ② 〃 障害のために公的年金を受けるとき。
 - ③ 〃 日本国内に住所がなくなったとき。
 - ④養育者が父または母の場合は、監護しなくなったとき。
 - ⑤障がい児を養育しなくなったり、別居したとき。
- ◆窓口 子育て推進課（15番窓口）

5. 補装具・日常生活用具

(1) 補装具の支給と修理

- ◆利用できる方 身体障害者手帳の交付を受けている方及び障害総合支援法対象の疾病（難病等）により一定の障害にある方で、市が必要と認めた方。（※更生相談所に判定を依頼する場合があります。）
- ◆内容 障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、補装具費を支給します。介護保険により同様のサービスを利用できる方は介護保険が優先します。
＜補装具の例＞
 - 盲人安全杖・・・視覚障害
 - 義肢・車いす・・・肢体不自由
 - 補聴器・・・聴覚障害
- ◆手続き 指定業者の見積書と指定医師の意見書が必要です。
障害の種類によっては巡回相談【P 2】が利用できます。
- ◆費用 原則1割の負担がありますが、世帯の課税状況に応じて負担上限額があります。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(2) 日常生活用具の給付

- ◆利用できる方 身体障害者手帳の交付を受けている方で、市が必要と認めた方。
※ただし、身体障害者手帳の個別等級等の支給要件があります。
- ◆内容 重度の障がい者が日常生活での不便を解消し、自立した生活を営むことができるように必要な道具や住宅改修費を給付します。
介護保険により同様のサービスを利用できる方は介護保険が優先します。
＜日常生活用具の例＞
 - ストマ用装具・・・膀胱又は直腸機能障害（人工肛門・人工膀胱の方）
 - 特殊寝台・・・下肢又は体幹機能障害2級以上
 - ネブライザー（吸入器）・・・呼吸器機能障害3級以上
 - 入浴補助用具・・・下肢又は体幹機能障害
 - 住宅改修・・・下肢、体幹機能障害又は移動機能障害3級以上
- ◆費用 原則1割負担になります。世帯の課税状況に応じて負担上限額があります。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

6. 障害者総合支援法による障害福祉サービス

◆利用できる方

身体障害者手帳の交付を受けている方。

なお、介護保険により同様のサービスを利用できる方は介護保険が優先します。

◆サービスの種類

介護給付と訓練等給付があります。

また、年齢や障害等の条件によっては利用できない場合があります。

◆介護給付について

サービス種類	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

◆訓練等給付について

サービス種類	内容
自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 （A型＝雇用型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス種類	内容
就労定着支援	一般企業等へ移行した障がい者について、3年間にわたり就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援の提供を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助の提供を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用して障がい者が、地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や随時の電話相談等により、食事や掃除、洗濯等、自立した日常生活を営む上での課題を把握し、助言・相談、関係機関との連絡調整等の必要な支援の提供を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した方のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等で、単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

◆基本的な仕組み

1. 申請	利用したいサービスを福祉あんしん課に申請します。
2. 障害支援区分認定調査	担当調査員が障害の程度や生活状況などを聞き取ります。
3. 審査会	認定調査の結果や医師の意見書などにより障害支援区分の審査を行います。
4. 障害支援区分の認定	障害支援区分認定結果を通知します。
5. サービス利用意向聴取	利用したいサービス等について具体的に聞き取ります。
6. サービス等利用計画案の提出	特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を提出していただきます。自ら計画を作成するセルフプランの提出も可能です。
7. 支給決定	利用できるサービスの種類や内容について決定します。
8. 契約	サービスを提供する事業所(施設)と障害者(又は保護者)が契約をします。
9. サービスの利用	サービスの利用開始となります。

※訓練等給付や障害児のサービス利用の場合、3・4は省略されます。

◆特定相談支援事業者

長井市には以下の3か所の特定相談支援事業所があります。

- ・サポートセンター おきたま
(長井市台町4番24号 ☎88-5357)
- ・医療法人杏山会 ライフサポート杏の里
(長井市成田1888-2 ☎87-8008)
- ・特定非営利活動法人 あゆむ
(長井市清水町一丁目8番1号 ☎87-8888)

◆費用の自己負担

サービスを利用した場合、原則1割負担になります。世帯の課税状況・収入状況により負担上限月額が設けられます。またサービスによっては収入・資産によって減額される場合や、補足給付を受けられる場合があります。

◆事業者（施設）の選択

障がい者は、都道府県（又は市町村）から指定を受けた事業者（施設）の中から事業者（施設）を選ぶことができます。サービスの種類や障害の程度、その他の理由によりあらかじめ事業者（施設）の調査を受けていただくことがあります。また、サービス利用まで待機をしていただくことがあります。

◆障がい者施設

長井市の方が利用している主な山形県内の施設は下記のとおりです。通所施設と入所施設があります。

(通所) 就労継続支援B

施設名	所在地	電話番号
せせらぎの家	長井市成田1026番地1	0238-84-2897
フラワーほっと	長井市栄町1番1-1号	0238-84-0996

(通所) 生活介護又は就労継続支援B型

施設名	所在地	電話番号
すぎな	長井市森字和合654番地	0238-88-2079

(入所) 療養介護

施設名	所在地	電話番号
国立病院機構米沢病院	米沢市大字三沢26100番地の10	0238-22-3210

(入所) 生活介護

施設名	所在地	電話番号
梓園	米沢市大字三沢26100番地の14	0238-22-0398
南陽の里	南陽市宮内1204番地の3	0238-59-1030

(入所) 就労継続支援B

施設名	所在地	電話番号
山形県リハビリセンター	山形市大字大森385番地	023-686-3722

◆窓口

福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）でご相談ください。

※長井市内の障害福祉サービス事業所は25ページをご覧ください。

7. その他の在宅福祉

(1) 日中一時支援事業

- ◆利用できる方 身体障害者手帳の交付を受けている在宅の障がい者（児童含む）
- ◆内容 障がい者を介護している方が、疾病、事故、冠婚葬祭等のため障がい者の介護が困難になった時などに、障がい者が日帰りで施設を利用できます。
- ◆費用 原則5%負担ですが、世帯の課税状況、収入状況により負担上限額が設けられます。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(2) 紙おむつ支給

- ◆利用できる方 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている障がい者（3歳以上）で、その方の属する世帯の生計中心者が前年において所得税を課せられていない世帯の方。介護保険、日常生活用具給付事業により同様のサービスを利用できる方は介護保険、日常生活用具給付事業が優先します。
- ◆内容 排泄行為に支障のある在宅の障がい者に紙おむつを支給します。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(3) 除雪費支給

- ◆利用できる方 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている障がい者
障がい者のみ又は障がい者と65歳以上の高齢者のみで構成される非課税世帯に限ります。又、所得による制限があります。
- ◆内容 自力で雪下ろし等の除雪できない障がい者の方で、親族や近隣者等からの援助が受けられない方に対して除雪費の一部を助成します。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(4) 在宅酸素療法者支援事業

- ◆利用できる方 呼吸器機能障害による身体障害者手帳の交付を受けている者で、医師の処方により在宅酸素療法を行っている方。ただし重度心身障がい（児）者医療証【P3】の交付を受けている方を除きます。
- ◆内容 酸素濃縮器使用のための電気料金の一部を助成します。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(5) 障がい者配食サービス事業

- ◆利用できる方 身体障害者手帳の交付を受けている方で、同居する方が調理することが困難で、かつ障がいのため自ら調理することが困難な方。
- ◆内容 週2回配食サービスを受けることができます。自己負担があります。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

8. 交通・移動

(1) JR運賃の割引

- ◆内容
 - ①第1種障害者とその介護者
本人及び介護者の普通乗車券、回数乗車券、普通急行券、定期乗車券（小児乗車券を除く）が5割引になります。
 - ②第1種、第2種障害者が単独でご利用になる場合
片道100kmを越える場合、普通乗車券が5割引になります。
- ◆ご利用方法 JR乗車券販売窓口にご申し込みください。

(2) 山形鉄道フラワー長井線の割引

- ◆内容
 - ①第1種障害者とその介護者
本人及び介護者の運賃が5割引になります。
 - ②第2種障害者
本人の運賃が5割引になります。
- ◆ご利用方法 運賃支払いの際、身体障害者手帳を提示してください。

(3) 航空運賃の割引

- ◆内容
 - ①障がい者とその介護者（航空会社により異なります）
 - ②航空会社により異なりますが概ね25～45%割引になります。
 - ③12歳以上の方のみ適用となります。
 - ④国際線での割引はありません。
- ◆ご利用方法 航空券販売窓口にご申し込みください。

(4) バス運賃の割引

- ◆内容
 - ①第1種障害者とその介護者
 - ②第2種障害者
山形交通、庄内交通の運賃（一般路線・高速路線）が5割引になります。
- ◆ご利用方法 乗車券のご購入時、ご乗車時に手帳を提示してください。

(5) 市営バス

- ◆内容 市営バスをご利用の際、身体障害者手帳の提示により利用料金が全額免除になります。
- ◆ご利用方法 運賃支払い時、身体障害者手帳を提示してください。

(6) タクシー料金の割引

- ◆内容 身体障害者手帳の交付を受けている方のタクシー料金が1割引になります。
- ◆ご利用方法 乗車時に手帳所持者である旨を告げ、料金支払い時、手帳を提示ください。

(7) タクシー券の交付

- ◆利用できる方 次の①～③の条件すべてに該当される方。
 - ①身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方。
(下肢障害は4級まで、体幹機能障害は3級まで)
 - ②当該年度の市民税が非課税の方。
※ただし4月から6月までの申請については前年度の市民税とする
 - ③障がい者の所有する自動車又は軽自動車にかかる自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない方。
- ◆内容 タクシー料金の一部を助成します。料金支払い時、身体障害者手帳を提示し、助成券を渡してください。非課税世帯に属する方は24枚(1枚630円)、課税世帯に属する方は12枚が交付されます。
- ◆手続き 身体障害者手帳をお持ちのうえお手続きください。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係(14番窓口)

(8) 自動車燃料費の助成

- ◆利用できる方 次の①～③のいずれかに該当される在宅の方。
 - ①身体障害者手帳1級又は2級(総合等級)の交付を受け、かつ療育手帳Aの交付を受けている重複障がいの方。
 - ②聴覚障がい2級の交付を受けている方。
 - ③医療的ケア児※①及び②に該当される方は、自動車又は軽自動車の減免を受けていること。(当該障がい者・児の利用のために生計を一にする方が所有する自動車の減免を含む。) タクシー券の交付を受けている方は対象外です。
- ◆内容 自動車燃料費を助成します。年間上限6,000円(1回)
- ◆手続き 障がい等がわかる書類、自動車税又は軽自動車税の減免決定通知書等(医療的ケア児は除く)、領収書、お振込み先の通帳をお持ちのうえお手続きください。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係(14番窓口)

(9) 有料道路通行料金の割引

- ◆利用できる方
 - ・身体障害者手帳第1種の交付を受けている方
「本人運転」に加え、「介護者運転」でも割引が適用されます。
 - ・身体障害者手帳第2種の交付を受けている方
「本人運転」のみ割引が適用されます。
- ◆所有者要件 本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。
※介護者運転の場合、上記の方が自動車を所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している方。

- ◆内容 有料道路を走る場合、通行料金が5割引になります。※登録できる自動車は障害者お1人につき1台です。
 - ① ETC以外でご利用の場合
 - 身体障害者手帳を提示し料金所で割引を受けます。
 - ② ETC無線通行の場合
 - 事前に登録されたETCカードを登録されたETC車載器に挿入してご通行ください。
- ◆手続き 身体障害者手帳に割引対象者であることの記載を行います。
 - ① ETC以外でのご利用の場合
 - 自動車検査証、身体障害者手帳、運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ）をご持参ください。
 - ② ETC無線通行の場合
 - 自動車検査証、身体障害者手帳、運転免許証（障害者ご本人が運転される場合のみ）、ETCカード（障害者本人名義のもの※）、ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書、証明書など）をご持参ください。

※障がい者が未成年の場合、親権者又は法定後見人名義のETCカードでも登録可能。（20歳の誕生日まで）

※割賦購入（ローン）又は長期リースにより自動車を利用している場合であって、自動車検査証の所有者の欄に、法人名が記載されているものについては、割賦契約書、リース契約書又は代金支払いが確認できるものをご持参ください。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(10) 障がい者等移動支援事業

- ◆利用できる方
 - ① 視覚障害1級または2級の方
 - ② 下肢機能、移動機能、体幹機能障害1級または2級の方
 - ③ 障がい児
 - ④ 特定の障がい福祉サービスを利用している者のうち、身体障害者手帳第1種を受けている者で、移動サービスがなければ、通所サービスの利用に支障が生じると認められる者。
- ◆内容 社会生活上、必要不可欠な外出及び社会参加のために、タクシー又は特殊車両で送迎します。（一部自己負担があります。）
- ◆手続き 事前に登録と予約が必要です。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(11) 人工透析患者通院交通費の支給

- ◆利用できる方 じん臓機能障害による身体障害者手帳を所持し人工透析療法を受けている方で、医療機関に交通機関（自家用車を含む）を利用し通院している方。

- ◆内容 通院のための交通費（鉄道、バス、タクシー、自家用車など）の一部を助成します。金額は病院までの距離や交通手段によって異なります。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(12) スパイクタイヤの使用

- ◆利用できる方 身体障害者手帳の交付を受けている方で、肢体不自由（1～6級）、内部障害（1～4級）の方。
- ◆内容 身体障がい者自らが運転をする自動車は、スパイクタイヤの使用禁止が除外されます。
- ◆手続き 運転の際は、必ず身体障害者手帳を携帯してください。

(13) 身体障がい者用自動車改造費助成

- ◆利用できる方 世帯員全員が市民税非課税である世帯に属し、本人運転以外の場合、対象となる家族が下記の障害に該当する場合です。
下肢障害1・2級、移動機能障害1・2級、体幹機能障害1～3級の身体障害者手帳の交付を受けた方。
市長が車いす等を使用しなければ外出が困難と認めた身体障がい者の方。
- ◆内容 自動車の改造又は購入に要する経費(購入の場合は改造のない同型車との差額)の1/2と支給限度額5万円を比べて低い方の額を助成します。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(14) 山形県身体障がい者等用駐車施設利用証

- ◆利用できる方 下記のいずれかに該当する方です。

障害区分	該当する障害の等級
視覚障害	4級以上
聴覚障害	聴覚障害：該当なし 平衡機能障害：5級以上
肢体不自由	上肢：2級以上 下肢：6級以上 体幹：5級以上
脳原性機能障害	上肢：2級以上 移動：6級以上
内部障害	4級以上
免疫機能障害	4級以上

- ◆内容 県より上記の証票が交付された方が乗車する自動車を、利用証を駐車時に使用自動車に表示することで「身体障がい者等用駐車施設」の案内表示のある駐車施設に駐車することができます。
- ◆窓口 置賜総合支庁西置賜地域振興局（旧西庁舎）1階総合案内窓口（長井市高野町2丁目3-1 ☎88-8201）、又は置賜総合支庁地域保健福祉課（米沢市金池7-1-50 ☎0238-26-6031）にご相談ください。

(15) 身体障がい者の駐車禁止除外指定について

◆利用できる方 下記のいずれかに該当する方です。

障害区分	該当する障害の等級
視覚障害	4級1号以上
聴覚障害	聴覚障害：3級以上 平衡機能障害：3級以上
肢体不自由	上肢：2級2号以上 下肢：4級以上 体幹：3級以上
脳原性機能障害	上肢：2級以上 移動：2級以上
内部障害	3級以上
免疫機能障害	3級以上

◆内容 山形県公安委員会より上記の証票が交付され、やむを得ない場合に限り駐車禁止の場所に駐車することができます。

◆窓口 長井警察署

9. 公共料金割引・税の減免

(1) NHK放送受信料の減免

◆利用できる方 全額免除・身体障害手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税で、その住居に受信機を設置して放送受信契約をしている場合。

半額免除・視覚障害または聴覚障害による身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主で、その住居に受信機を設置して放送受信契約をしている場合。

・身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が1級または2級の方が世帯主で、その住居に受信機を設置して放送受信契約をしている場合。

◆手続 福祉あんしん課で証明を受けてNHK山形放送局営業部に送付してください。

◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(2) 郵便料金の免除

◆利用できる方 次の郵便物等を出される方。

・視覚障がい者用点字を内容とするもの。

・聴覚障がい者用のビデオテープ等を障がい者福祉施設と聴覚障がい者との間で貸出しのため收受するもの。

◆内容 郵送料が無料になります。

◆窓口 郵便局にご相談ください。

(3) 自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の減免

- ◆利用できる方 下記の①～③のいずれかに該当し、次頁【P16】の表の障害区分の等級にも該当する方。(1人につき1台のみ、障がい者本人名義の車に限る。
※ただし18歳未満は同居し生計を同じくする方の名義でも可)
 - ①もっぱら身体障がい者が運転するもの(以下「本人運転」)
 - ②もっぱら障がいのある方の通学、通院、通所もしくは生業のために継続的に同居の家族が運転するもの(以下「家族運転」)
 - ③障がいのある方が単身で生活をしている世帯の場合または世帯全員が障がいのある方である世帯の場合に、その障がいのある方の通学、通院、通所もしくは生業のために、障がいのある方を常時介護する方が継続して日常的に運転するもの(以下「介護者運転」)
- ◆内容 自動車税、軽自動車税、自動車取得税が全額免除になります。
※軽自動車税は賦課期日(4月1日)に減免対象となる身体障害者手帳の交付を受けている場合その年度適用されます。
- ◆手続 下記のものをお持ちのうえ、それぞれの窓口で納期内に手続きしてください。

①「本人運転」の場合

身体障害者手帳、運転免許証、自動車納税通知書、自動車検査証、印鑑

②「家族運転」の場合

上記①の他に、住民票世帯の写し、使用目的を証する書類(通院・通学証明書)

③「介護者運転」の場合

上記①の他に、住民票世帯の写し、自動車運行計画証明書、誓約書

◆窓口

- ・すでに所有している自動車を減免申請するとき

普通自動車の場合

置賜総合支庁置賜税務課西置賜税務室 (☎88-8210)【P1】

軽自動車の場合

税務課市民税係(8番窓口) (☎82-8006)

- ・新車を取得して減免申請をするとき

村山総合支庁課税課分室

(山形市漆山字行段1422 ☎023-686-5990)

自動車税減免対象範囲

障害の区分	障害の級別	
	本人運転の場合	家族運転の場合
視覚障害	4級1号まで (4級1号・・・両目の矯正視力の和が0.09以上0.12以下の方)	本人運転に同じ
聴覚障害	2級から3級まで	本人運転に同じ

平衡機能障害		3級のみ	本人運転に同じ
音声機能障害 (こう頭摘出による音声機能障害がある場合に限ります)		3級のみ	該当しない
肢体不自由	上肢	2級の2まで (2級の2・・・2級のうち両上肢障害の方)	本人運転に同じ
	下肢	6級まで	3級1号まで (3級1号・・・3級のうち両下肢障害の方)
	体幹	1級から3級まで、又は5級	1級から3級まで
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢	2級の両上肢まで
移動		6級まで	3級両下肢まで
障害の区分		障害の級別	
		本人運転の場合	家族運転の場合
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害		1級又は3級のみ	本人運転に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		3級まで	本人運転に同じ
肝臓機能障害		3級まで	本人運転に同じ

※複数の障がいをお持ちの方は、総合等級ではなく、それぞれの障がいの等級が上記の表に該当しているかご確認下さい。

(4) 所得税の障害者控除

◆利用できる方 申告対象年の12月31日時点で、本人または控除対象配偶者や扶養親族が身体障害者手帳の交付を受けている方

◆内容

	障害者控除	特別障害者控除
障害の等級	3～6級	1～2級
所得控除額	270,000円	400,000円

◆窓口 長井税務署【P1】にご相談ください。なお、給与所得者で年末調整を受ける場合は職場の給与担当者が窓口となります。

(5) 個人住民税の障害者控除

◆利用できる方 課税年度の前年12月31日時点で、本人または控除対象配偶者や扶養親族が身体障害者手帳の交付を受けている方

◆内容

	障害者控除	特別障害者控除
障害の等級	3～6級	1～2級
所得控除額	260,000円	300,000円

◆窓口 税務課市民税係（8番窓口）（☎82-8006）にご相談ください。

(6) その他の税制上の優遇措置

相続税、贈与税にも障害者控除が適用できる場合があります。詳しくは長井税務署【P1】にご相談ください。

10. 就 労

(1) 職業紹介

◆利用できる方 一般企業に就労可能な身体障がい者。

◆内容 専門の担当官、障がい者職業相談員が職業相談、職業紹介、訓練及び就職後の定着指導等一貫したサービスを行っています。

◆窓口 長井公共職業安定所（ハローワーク長井）【P1】へご相談ください。

(2) 福祉的就労

◆内容 就労移行支援、就労継続支援A、就労継続支援Bがあります。障害者総合支援法による障害福祉サービスです。詳しくは【P7～9】をご覧ください。

◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(3) 山形障害者職業センター

◆内容 地域のハローワーク、医療・保健・福祉機関等と連携し、障害のある方や事業主に対して、安定した職業生活のための職業リハビリテーションサービスを行っています。

◆所在地 山形市小白川2丁目3番68号 ☎023-624-2102

◆窓口 長井公共職業安定所（ハローワーク長井）【P1】でのご相談ください。

(4) 障害者職業能力開発校

◆利用できる方 職業訓練に必要な学力を有すると認められる身体障がい者。

◆内容 障がい者の能力に応じた訓練を行うため、職業能力開発促進法に基づいて全国19箇所に障がい者を対象とした能力開発校があります。

◆最寄りの訓練校 国立県営宮城障害者職業能力開発校

(宮城県仙台市青葉区台原5-15-1 ☎022-233-3125)

訓練科目	訓練期間
オフィス実務	5カ月
パソコン基礎	6カ月
Webデザイン, OAビジネス, 情報システム	1年

- ◆窓口 長井公共職業安定所（ハローワーク長井）、または宮城障害者職業能力開発校に直接ご相談ください。

(5) 職場適応訓練

- ◆内容 訓練終了後、事業所より引き続き雇用してもらうことを前提として、事業主に対しては委託費を、訓練を受ける障がい者に対しては訓練手当の支給を受けながら、障がい者に適した作業訓練を実地に受けることができます。

- ◆窓口 長井公共職業安定所（ハローワーク長井）【P1】にご相談ください。
他にも障がい者の雇用、職場定着のための制度がありますのでご相談ください。

(6) 就労に関する相談

- ◆内容 自身では就職活動が困難な身体障がい者からの相談に応じ、一連の支援を行います。

- ◆窓口 サポートセンターおきたま【P1】にご相談ください。

1 1 . 社会参加の促進

(1) コミュニケーション支援

① 手話奉仕員の派遣

- ◆利用できる方 長井市に居住し、身体障害者手帳を有する聴覚障がい者で、医療機関での診察や就職の手続き等のため、手話奉仕員以外に適切な付き添いが得られない方。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

② 要約筆記奉仕員の派遣

- ◆利用できる方 身体障害者手帳を有する聴覚障がい者で、医療機関での診察や就職の手続き等のため要約筆記を必要とする方。
- ◆窓口 山形県身体障害者福祉協会【P24】へご相談ください。

(2) 情報支援

① 字幕入りビデオカセットライブラリー

- ◆利用できる方 聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けている方。
- ◆内容 字幕入りビデオカセット（一般テレビ番組に字幕が入っているもの）の貸出しをします。
- ◆窓口 山形県身体障害者福祉協会【P24】へご相談ください。
山形県聴覚障がい者情報支援センター（山形市小白川町2-3-30
☎023-666-7616）でも利用できます。

② 点字による即時情報ネットワーク

- ◆利用できる方 視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けている方。
- ◆内容 パソコン通信により最新の情報を受信して、点字によって送付します。電話により、音声で聞くこともできます。
- ◆窓口 山形県立点字図書館【P22】へご相談ください。

(3) 移動支援

① 盲導犬育成給付

- ◆利用できる方 18歳以上で、視覚障害1級の身体障害者手帳の交付を受けており、社会参加の促進等に効果があると認められる方で、県知事が適当と認めた方。
- ◆内容 盲導犬を給付します。山形県で委託している盲導犬を育成する施設(県外)で、4週間の共同訓練を受ける必要があります。
- ◆費用 訓練に関する費用や盲導犬を管理する費用は自己負担となります。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(4) 生活訓練

① 中途失明者生活訓練

- ◆対象者 視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けている方。
- ◆内容 緊急の生活訓練等の相談に応じます。
- ◆窓口 山形県立点字図書館【P 2 2】へご相談ください。

② 聴覚障害者生活訓練

- ◆対象者 聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けている方。
- ◆内容 社会生活教室等を行います。
- ◆窓口 山形県身体障害者福祉協会【P 2 4】へご相談ください。

③ オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）社会適応訓練

- ◆対象者 人工肛門、人工膀胱のストマ造設者。
- ◆内容 補装具装着訓練、医学的指導、相談事業等を行います。
- ◆窓口 山形県身体障害者福祉協会【P 2 4】へご相談ください。

④ 音声機能障害者発声訓練

- ◆対象者 音声機能障害により身体障害者手帳を受けている方。（無喉頭の方等）
- ◆内容 発声発語の訓練、相談事業等を行います。
- ◆窓口 山形県身体障害者福祉協会【P 2 4】へご相談ください。

⑤ 筋ジス療育キャンプ

- ◆対象者 筋萎縮性ジストロフィー等に罹患している身体障がい者、及びその家族。
- ◆内容 健康診断、親睦交流行事等を行います。
- ◆窓口 山形県身体障害者福祉協会【P 2 4】へご相談ください。

12. 文化・スポーツ・レクリエーション

(1) 点字図書館

- ◆利用できる方 視覚障害により身体障害者手帳の交付を受けている方。
- ◆内容 点字図書、録音図書の貸出し等を行います。図書の貸出しには利用登録が必要です。
- ◆窓口 山形県立点字図書館
(山形市十日町一丁目6番6号 ☎023-631-5930)

(2) 山形県障がい者スポーツ協会

- ◆内容 障がい者スポーツの振興、普及、競技力の向上のため次の事業を行います。
 - ① 競技力向上推進事業
 - ② 全国障害者スポーツ大会選手団派遣
 - ③ 普及拡大事業
 - ④ スポーツ指導員養成事業
- ◆窓口 山形県障がい者スポーツ協会事務局
(山形市大字大森385 山形県身体障害者福社会館(山形県リハビリセンター)内 ☎023-686-4084)

(3) 山形県身体障がい者保養所 東紅苑

- ◆利用できる方 身体障がい者のご家族、お友達
- ◆内容 低額な料金で宿泊等のサービスを提供します。
- ◆施設の概要 宿泊定員40名
機能訓練室、会議室、温泉等があります。
- ◆窓口 山形県身体障がい者保養所「東紅苑」
(東根市温泉町2-16-1 ☎0237-43-2061)

(4) 山形県在宅心身障害児者保養訓練センター まつかぜ荘

- ◆利用できる方 在宅で心身に障がいを持つ方及びその家族等。
- ◆内容 在宅で心身に障がいを持つ方及びその家族のための保養訓練、交流の場を提供するとともに、幅広く地域の福祉センターとして、宿泊、休憩、会食、研修等誰でも利用できます。
- ◆施設の概要 宿泊定員50名
宿泊所、休憩所、食堂、売店があります。
- ◆窓口 山形県在宅心身障害児者保養訓練センター まつかぜ荘
(川西町大字下小松2045-20 ☎0238-42-5157)

13. その他の制度

(1) 郵便等による不在者投票

- ◆利用できる方 選挙人名簿に登録されている方で、次の表に該当する身体障がい者です。

障 害 の 区 分		該当する障害の等級
肢体不自由	両下肢、体幹、移動機能障害	1級、2級
内部障害	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓機能障害	1級～3級

- ◆内容 選挙の際、自宅で郵便等による不在者投票をすることができます。
- ◆窓口 詳しくは長井市選挙管理委員会事務局 ☎82-8002（内線821）にご相談ください。

(2) 郵便等による不在者投票における代理記載制度

- ◆利用できる方 郵便等による不在者投票ができる方で上肢機能障害又は視覚障害1級の方。
- ◆内容 あらかじめ代理の方を選挙管理委員会に届け出ていれば、代理記載による投票ができます。
- ◆窓口 詳しくは長井市選挙管理委員会事務局 ☎82-8002（内線821）にご相談ください。

(3) 生活福祉資金貸付制度

- ◆利用できる方 下記のいずれかに該当する方
- ・身体障害者手帳の交付を受けた方の属する世帯で、世帯の収入が一定基準以下の世帯
 - ・低所得世帯または高齢者世帯で、世帯の収入が一定基準以下の世帯
 - ・生活保護世帯
- ◆内容 他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目的とした生活支援を基に、無利子または低利子で資金の貸付を行う制度です。
- ◆窓口 長井市社会福祉協議会（長井市館町北6-19 ☎88-3711）へご相談ください。

(4) 避難行動要支援者の支援制度

- ◆利用できる方 身体障害者手帳（体幹・上下肢1～2級、視覚・聴覚1～2級）を所持しており、災害時自ら避難することが困難な方
- ◆内容 希望者の方の名簿情報を避難支援者等（地区長、自主防災組織、民生委員の方）へ提供し、災害に備え避難支援体制等の整備するものです。
- ◆窓口 長井市総務課危機管理室（長井市栄町1番1号 ☎82-8002）

1 4 . 身体障害者福祉協会

下記の団体（協会）は、いろいろな障がいを持つ方々が集まり活動している福祉団体です。

（１）社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会

身体障がいを克服し、人間としての尊厳と生きがいをもって、社会と関わり合いながら質の高い生活ができるよう協力し合うことを目的として設立された団体です。県協会を中心に市町村協会を組織し連携を持ちながら活動を展開しています。

連絡先	社会福祉法人 山形県身体障害者福祉協会
	〒990-2231 山形市大字大森385番地
	☎ (023) 686-3690
	FAX (023) 686-3723

（２）長井市身体障害者福祉協会

身体に障がいを持つ人達が身近なところで交流し合い、自立と更生の意識を持ち続けながら共に生活の向上を目指す目的で設立された団体で、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会と連携し活動をしています。

四季を通じ、スポーツ、レクリエーション、文化活動など会員相互の交流を主体としながら活動しており、市内に居住する身体障がい者の方はどこでも会員になれます。

連絡先	長井市身体障害者福祉協会
	会長 渡部 嘉子
	〒993-0053 長井市中道一丁目4番27号
	☎・FAX 84-2683

この他、障がい別（又は疾病別）に福祉協会等を組織している障がい者団体があります。

15. 指定障害福祉サービス事業所及び

指定障害児通所サービス事業所（市内）

令和3年9月1日現在

名 称	所 在 地	電 話 番 号	サービス種類		
			種類 1	種類 2	種類 3
ライフサポート杏の里	993-0075 長井市成田 1878 番地 2	87-8008	居宅介護	重度訪問	就労B
長井市社会福祉協議会 障害者等指定居宅介護事業所	993-0011 長井市館町北 6 番 19 号	88-3711	居宅介護	重度訪問	
ケアサービスさくら	993-0042 長井市平山字渡り 2783 番地 4	84-5050	居宅介護	重度訪問	
だいまち	993-0016 長井市台町 4 番 24 号	84-8411	生活介護	就労B	
福祉支援センターすぎな	993-0073 長井市森字和合 654 番地	88-2079	生活介護	就労B	
やまなみ学園	993-0033 長井市今泉 1812 番地	88-9311	短期入所	福祉型障害 児入所支援	
泉荘短期入所事業所	993-0033 長井市今泉 1812 番地	88-9211	短期入所		
障がい福祉サービス事業所 せせらぎの家	993-0075 長井市成田 1026 番地 1	84-2897	就労B		
フラワーほっと	993-0084 長井市栄町 1 番 1-1 号	84-0996	就労B		
ライフサポート杏の里 就労継続支援B型事業所	993-0075 長井市成田 1878 番地 2	87-8008	就労B		
ライフサポート杏の里 第2就労継続支援B型事業所	993-0075 長井市成田 1728 番地 2	87-8008	就労B		
希望が丘西おき第1ホーム	993-0082 長井市舟場 26 番 29 号	87-1707	共同生活援助		
希望が丘西おき第2ホーム	993-0016 長井市台町 4 番 24 号		共同生活援助		
希望が丘西おき第3ホーム	993-0075 長井市成田 1389 番地	88-2147	共同生活援助		
希望が丘西おき第4ホーム	993-0031 長井市泉 2110 番地	88-5111	共同生活援助		
泉荘共同生活事業所	993-0033 長井市今泉 1812 番地	88-9211	共同生活援助		
グループホーム しゃくなげ寮	993-0073 長井市森 250 番地 120	87-3171	共同生活援助		
障がい者グループホーム アプリコットハウス	993-0075 長井市成田 1728 番地 1	87-0100	共同生活援助		
グループホームあいりす	993-0082 長井市舟場 26 番 28 号	87-8260	共同生活援助		
おきたま	993-0016 長井市台町 4 番 24 号	88-5357	計画相談	障害児相談	
医療法人杏山会ライフ サポート杏の里	993-0075 長井市成田 1878 番地 2	87-8008	計画相談	障害児相談	
障害児相談支援事業所あゆむ	993-0054 長井市清水町一丁目8番1号	87-8888	計画相談	障害児相談	

名 称	所 在 地	電 話 番 号	サービス種類		
			種類 1	種類 2	種類 3
長井市すみれ学園	993-0054 長井市清水町一丁目 5 番 26 号	88-4226	児童発達 支援		
児童発達支援センターあゆむ	993-0054 長井市清水町一丁目 8 番 1 号	87-8888	児童発達 支援	保育所等 訪問	
放課後等デイサービスあゆむ	993-0054 長井市清水町一丁目 8 番 1 号	87-8888	放課後等デイ サービス	保育所等 訪問	
POCCOながい(ぽこながい)	993-0002 長井市屋城町 5 番 15 号	87-0534	放課後等デイ サービス		

NAGAI
TENNENSUI
100%

